



# さららの水

第8号

平成28年3月発行



## 八木浄水場

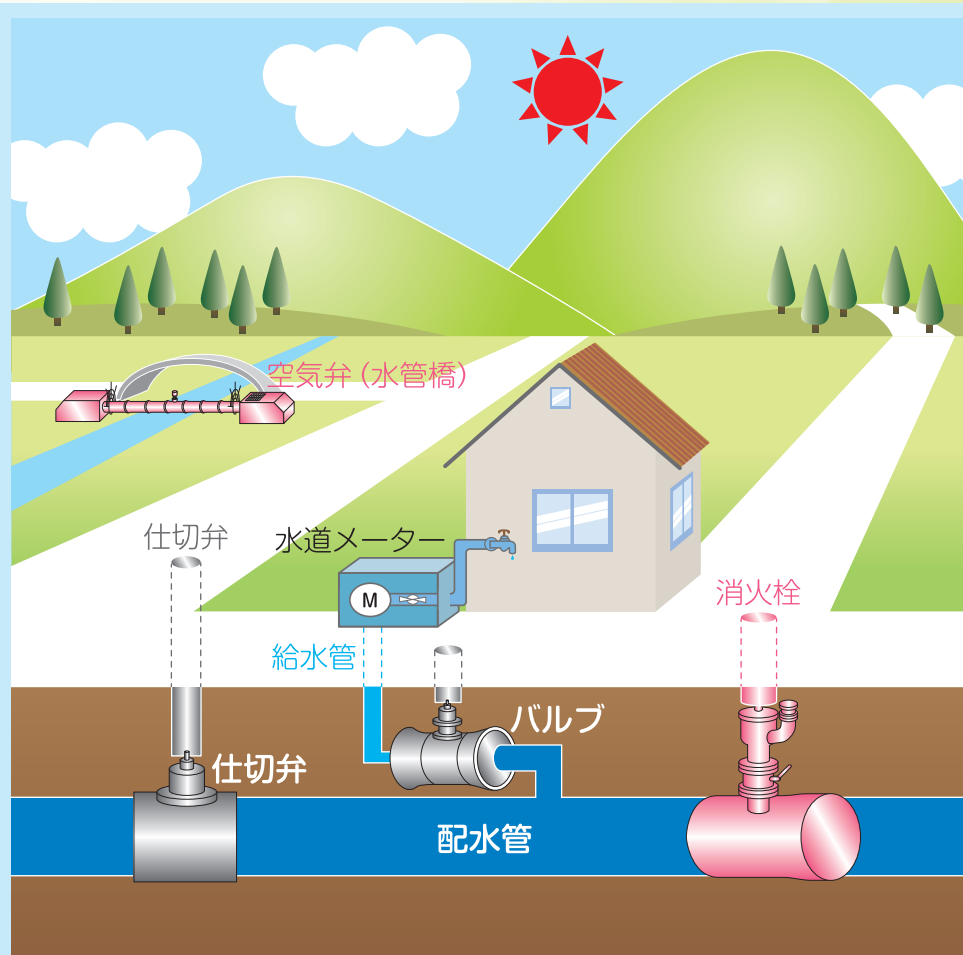
昭和31年8月の給水開始以来、檀原市民の生活を支えてきましたが、本年3月、先人達から受け継いできた歴史を終えます。今後は県営水道がその役割を引き継ぎます。これからも水道事業にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### もくじ

- 道路の下には水道施設がいっぱい…P2-P3
- 漏水を発見したら……………P4
- 平成27年度水質検査結果……………P5
- 平成26年度水道業務量、まめ知識、お知らせ…P6

# 道路の下には水道施設がいっぱい！

水道施設は普段生活している中ではあまり見かけないため、身近に感じることが出来ないかもしれません。  
しかし、道路下の見えない所には水道施設がいっぱいあります。  
今回はそのような水道施設を紹介します。



## 給水管



市の配水管からご家庭に水道水を届ける管を給水管と呼びます。

### ポリエチレン管 (PEP)

管の太さ：13mm～50mm

特徴：軽くて、柔軟性があり、耐震性が高い管です。継手部が少なく、施工が簡単にできます。

## 配水管

水道水をご家庭の給水管まで送り届ける管を配水管と呼びます。



### ダクトイル鋳鉄管 (DCIP)

管の太さ：75mm～900mm

特徴：強度が高く、耐震性が高い管です。耐久性も長くなっています。



### 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)

管の太さ：50mm

特徴：軽くて、柔軟性があり、耐震性が高い管です。



## 水を止める施設

### 仕切弁 (蓋: 直径 40cm)

- ・配水管の水を止めるために道路に設置されています。
- ・よくある所: 交差点などの道路



### バルブ (蓋: 直径 20cm)

- ・配水管から分岐して、給水管の水を止めるために設置されています。
- ・よくある所: 家の前などの道路



## 水を止める以外の施設

### 消火栓 (蓋: 直径 50cm)

- ・火事の時に消火用に使用します。市内に約 3,300 個あります。
- ・よくある所: 住宅地などの道路



### 空気弁 (蓋: 直径 50cm)

- ・溜まった空気を抜きます。
- ・よくある所: 橋の横、坂道の頂上など





# 漏水を発見したら

雨が降ってもいないのに道路が濡れているのを見つけたらどうすればよいのでしょうか？

道路が不自然に濡れている場合、水道管からの漏水が起こっている可能性があります。

漏水は、水圧低下（蛇口から水が出にくくなる）・水道水のにごりなどのトラブルを引き起こすことがあります。水道局では通報を受け付け、修理を行っております。ここでは、漏水発見から修理までをご説明いたします。

もしお客さまが異常を発見されましたら、水道局へお電話下さい。  
Tel:24-0010



職員が現場を確認し、漏水と判断すれば、修理の準備をします。



業者の手配をします。断水が必要と判断すれば、利用者に連絡します。



断水を行い、修理します。



修理後、水道管の洗管を行い、断水を解除します。



修理完了！

修理直後の道路が仮の舗装なのは時間を置いて掘ったところの土を安定させるためなんだ！2～3ヶ月後地面をきれいにやり直すよ。



## 断水時の水道局からのお願い

漏水時には、断水しなければ出来ない修理もあるため、**事前に水の取りおきをお願いいたします。**（断水時は事前に連絡いたします。）

断水時は全ての蛇口を閉めておいて下さい。  
修理完了時には水道管の中を充分に洗ってから水道水を送っていますが、空気やにごりの可能性があり、蛇口から一瞬白い水や赤い水などが出ることもあります。



・使い始めはバケツ、二杯の水を流して様子を見て下さい。

白い水を見たことあるかな？空気がかき混ぜられて出来たたたくさんの小さいあわが、水と一緒に出てくるからだよ。

水道管の中の鉄さびが水と一緒に流れ出ると、水が赤く見えることもあるよ。



# 平成27年度水質検査結果

## 平成27年度水質基準51項目検査結果

	水質基準項目	基準値	八木浄水場系 (縄手町)	白檀配水場系 (和田町)	一町配水場系 (雲梯町)
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.89	0.37	0.34
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.13	0.06	0.06
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01未満	0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.007	0.004	0.003
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下※	0.004	0.003未満	0.003未満
25	ジブromokロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.009	0.007	0.005
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下※	0.006	0.003未満	0.003未満
29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.002	0.002	0.002
30	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	0.001未満	0.001	0.001未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.03	0.01	0.01
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	7.0	6.6	6.7
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	8.3	7.3	7.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	65	34	34
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	118	66	65
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-MIB	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001	0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素量)	3mg/ℓ以下	0.7	0.3	0.3
47	pH値	5.8~8.6	7.2	7.4	7.4
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	1未満	1未満	1未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	残留塩素(衛生上の措置)	0.1mg/ℓ以上	0.8	0.6	0.7

\*毎月の検査結果および採水箇所は檀原市水道局ホームページに掲載しています。

※ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸は平成27年4月1日より新基準

ジクロロ酢酸 : 0.04mg/ℓ以下→0.03mg/ℓ以下

トリクロロ酢酸 : 0.2mg/ℓ以下 →0.03mg/ℓ以下

●お問合せ・・・施設課八木浄水場 上水道管理係

檀原市では八木浄水場、白檀配水池、一町配水池の3箇所から水道水を供給しています。その水道水が安全かつ安心して利用できるよう、水道局では毎年水質検査計画を策定し、それに基づき水質検査を実施しています。

3系統における採水場所(縄手町・和田町・雲梯町)での水質基準51項目の検査結果は左の表のとおりです。すべての基準値を満たしていますので「安全でおいしい水」として、ご利用・ご飲用ください。

### 平成28年度水質検査計画の策定について

水道法では清浄な水道水を供給することが定められており、檀原市では採水地点や水質検査項目、検査体制などを盛り込んだ平成28年度水質検査計画を策定しています。この計画の基本方針に基づき水質検査を実施し、皆さまが安全安心に利用できる水道水の品質保証に努めています。

水質検査計画の基本方針は次の通りです。

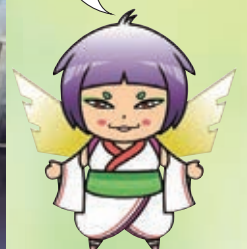
- ①安全でおいしい水を安定的に供給する。
- ②利用者の皆さまに水道の水質情報をよく知っていただく。
- ③質の高い水質検査により水道水の品質を保証する。

※水質検査計画は檀原市ホームページおよび水道局で公表しています。

これからも、「安全・安心」な水を送ります!!



水質検査の様子





## 平成26年度水道業務量

橿原市の水道事業についてお知らせします。

近年、給水人口と年間配水量は減少傾向にありますが、今後も安全で安心な水道水を安定供給に努めてまいります。

項目	内容	25年度実績	26年度実績
給水人口	水道により給水を受けている人口	124,937人	124,402人
給水戸数	水道により給水を受けている戸数	46,811戸	47,021戸
配水量	1年間に送り出した水量	13,726,686㎥	13,419,294㎥
1日最大配水量	1日に送り出した最大水量	42,320㎥	41,278㎥
1日平均配水量	1日に送り出した平均水量	37,607㎥	36,765㎥
有収水量	水道料金徴収対象となる水量	13,193,299㎥	12,819,925㎥
有収率	有収水量を配水量で割った値	96.1%	95.5%

有収率の類似団体平均数値(※)は89.8%です。

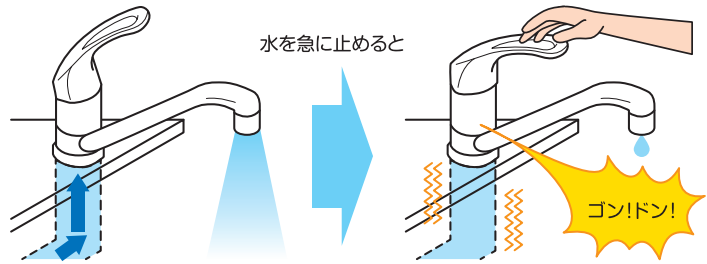


※平成25年度地方公営企業年鑑『水道事業集計表』 給水人口10万人～15万人未満・89団体平均より

## まめ知識 ウォーターハンマー現象って??

みなさんはウォーターハンマー現象という言葉に耳にしたことがありますか?ウォーターハンマー現象とは、台所や洗面所などで蛇口を急に閉めた時に「ゴン!」「ドン!」といったハンマーで叩いたような音が鳴る現象です。この現象は、宅内給水管を流れる水が急に止まることによって、水が逃げ場を失い、給水管内の水圧が急に高まり、それが圧力波になって給水管を振動させることで音が発生します。ウォーターハンマー現象は、水道管に損傷を与えるだけでなく、集合住宅では騒音や振動からトラブルに発展する可能性があります。

ウォーターハンマーは、蛇口(主にシングルレバー式)をゆっくりしめることによって防ぐことができます。※シングルレバー式とは、レバーを上下に動かすことで、水を出したり止めたり、水量調整をしたりする蛇口のことです。



## 引っ越しをされる方へ

入居時の開栓手続きだけでなく、退居時にも閉栓手続きが必要です。

そのままにしておくくと基本料金がかかります。特に3～4月は引っ越しによる開閉栓の手続きが多いため、早めのご連絡をお願いします。

- 開栓・閉栓・名義変更受付  
橿原市水道局お客さまセンター  
TEL 0744-24-0017  
受付時間 8時30分～17時15分



## 悪質訪問にご注意!!



水道局では下記のようなことは、決して行っておりません。

- お客さまから申し出がないのに、水質・水圧検査や給水管入替工事・水道メーターなどの給水装置の点検を行ってお金をいただくこと。
- 浄水器などの訪問販売やレンタル、あっせんを行ってお金をいただくこと。

もし、不審に思われた場合は、身分証の提示をお求めください。少しでも、不安を感じたら…契約前に消費生活センターまでご相談下さい。

橿原市消費生活センター  
かしはらナビプラザ4階 Tel.0744-47-2360  
(相談時間 10時～12時 13時～16時)  
(土日・祝日・年末年始を除く。受付終了15時半)

**注意**

## ★お知らせ★

### 4月から『上下水道部』になります

平成28年4月1日から、水道局と下水道局が、『上下水道部』になります。組織統合により効率的な組織運営を目指します。また、4月1日以降、配水量の全てを県営水道から受水いたします。



編集発行：橿原市水道局

〒634-0075 橿原市小房町9番23号

Tel. 0744-24-0010

橿原市水道局ホームページ

<http://www.city.kashihara.nara.jp/water/index.html>